四　売却を予定している組合員の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済がされる貸付けに係る契約であつて、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるものに限り、当該不動産を売却することにより当該組合員の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）

第五十一条第五項中「（第三号及び第九号に掲げるものを除き、一般的に発行される直近の期間に係るものに限る。）」を削り、同項第三号中「（直近の二月分以上のものに限る。）」を削り、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　納税証明書

第五十一条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項各号に掲げる書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

一　前項第一号、第二号及び第十号に掲げる書面　一般的に発行される直近の期間に係るものであること。

二　前項第三号に掲げる書面　直近二月分以上のもの（前項に規定する書面等に記載されている地方税額を基に合理的に算出する方法により直近の年間の給与の金額を算出する場合にあつては、直近のもの）であること。

三　前項第四号から第六号までに掲げる書面　通常提出される直近の期間（当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額（所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額をいう。次号において同じ。）を用いて基準額（第一項第二十二号に規定する基準額をいう。次号において同じ。）を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間）に係るものであること。

四　前項第七号から第八号までに掲げる書面　一般的に発行される直近の期間（当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間）に係るものであること。

第五十七条第一号ヌ中「保険金額」を「保険金」に、「商法第六百七十四条第一項の規定による」を「保険法第三十八条又は第六十七条第一項の」に改め、同号カ中「債券証書」を「債権証書」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十四号

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条の九の規定に基づき、歯科衛生士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

歯科衛生士法施行規則の一部を改正する省令

歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条各号を次のように改める。

一　人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能

二　歯・口腔の構造と機能

三　疾病の成り立ち及び回復過程の促進

四　歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み

五　歯科衛生士概論

六　臨床歯科医学

七　歯科予防処置論

八　歯科保健指導論

九　歯科診療補助論

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○農林水産省令第四十二号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十二年における口蹄疫の発生に伴う積立ての申出の期間等の特例）

第九条　熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域内に住所を有している者が行う第十三条第一項第一号の規定による平成二十二年度における積立てを行う旨の申出及び同項第二号イの規定による平成二十二年度における選択した額の納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成二十二年四月一日から同年八月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十二年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成二十二年九月三十日」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の七第一号ハの規定に基づき、有害液体物質の排出率等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

環境大臣　小沢　鋭仁

有害液体物質の排出率等を定める省令の一部を改正する省令

有害液体物質の排出率等を定める省令（昭和六十二年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百五十七号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する国の負担又は補助の割合の特例を適用する公害防止対策事業として、次の事業を指定する。

平成二十二年六月三十日

総務大臣　原口　一博

事業名	事業主体	事業期間
有明海覆土等事業	福岡県	平成二十二年度

○法務省　総務省　経済産業省告示第四号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十二年六月十五日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年六月三十日

総務大臣　原口　一博

法務大臣　千葉　景子

経済産業大臣　直嶋　正行

1　認証業務の名称　e-Probatio PS2サービス

2　認定認証業務を行う者の名称　株式会社NTTアプリエ

3　認定認証業務を行う者の住所　大阪市中央区今橋二丁目3番16号

4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値（16進数）　6B8B　8EAF　AA54　624C　2CBD　4E6C　6DEF　E6A6　50F9　BC1F

5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値（16進数）　1C33　7F20　3321　3742　8CA7　B053　3D9D　C58F　1FA1　4CD7

6　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値（16進数）　0E92　A9C7　7529　7ADF　CAB3　456C　0AA0　6745　231F　3717

7　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値（16進数）　8003　3F71　5583　BE5E　EFB8　057B　45BD　D098　2046　A91B